

# 草津市民設児童育成クラブ事業 補助金交付の手引き

令和8年6月

草津市こども若者部

こども若者政策課

## ◆ 補助金の種類と構成

民設児童育成クラブ事業に係る補助金は以下の2項目です。

### 1. 民設児童育成クラブ施設整備事業費補助金

- ・施設改修補助金
- ・備品購入補助金

### 2. 民設児童育成クラブ運営等事業費補助金

- ・運営補助基準額
- ・賃借料補助金
- ・送迎費補助金

## 1. 民設児童育成クラブ施設整備事業費補助金

### ◆ 補助金の交付対象者

- ・ 社会福祉法人・公益社団法人・公益財団法人・一般社団法人・一般財団法人
- ・ 学校法人・特定非営利活動法人・営利を目的としない団体・株式会社・有限会社

### ◆ 補助金の交付範囲

民設児童育成クラブ施設整備事業費補助金の交付については、施設改修および備品購入の部分に交付する。

### ◆ 施設改修等補助基準額

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助基準額	支払予定月
施設改修補助金	新たに児童育成クラブ保育事業を実施するために必要な施設の整備および修繕ならびに既存施設の改修に要する経費	2分の1	4,000,000円 以内	事業者が施設改修に係る支払完了後
備品購入補助金	新たに児童育成クラブ保育事業を実施するために必要な初度備品の購入に要する経費	2分の1	1,000,000円 以内	事業者が備品購入に係る支払完了後

※ 児童一人当たり専用スペースを1.65㎡確保すること。

なお、児童一人当たりの専用スペースとは、共用スペースを除く、補助対象事業実施のための専用スペースを定員数で除した面積とする。

### ◆ 施設改修・備品購入補助における注意事項

- 1 補助金交付決定前に契約または実施している施設の改修や、備品の購入費用、修繕費用については、補助の対象とはならない。
- 2 施設改修において、事前協議をしていない場合は、補助金の交付はできない。
- 3 設置基準に該当しない施設においては、補助金の交付はできない。

## 2. 民設児童育成クラブ運営等事業費補助金

### ◆ 補助金の交付対象者

- ・ 社会福祉法人・公益社団法人・公益財団法人・一般社団法人・一般財団法人
- ・ 学校法人・特定非営利活動法人・営利を目的としない団体・株式会社・有限会社

### ◆ 補助金の交付範囲（運営等事業費補助）

民設児童育成クラブ運営等事業費補助金の交付については、公設児童育成クラブの運営に準ずる部分に交付する

\*補助金額については、毎年度変更する場合があります。

### ◆ 運営費補助基準額

単位：千円

	補助基準額 (A)	保育料 (B) 9,000円/8月以外 11,500円/8月	補助金額 (A)－(B)
(上段)児童数 (下段)金額	(10人～40人) 8,339～8,771	(10人～40人) 1,105～4,420	(10人～40人) 7,234～4,351

※補助金額は、運営費から徴収すべき保育料を差し引いた額になる。

補助金支出の流れは、4月1日の入会児童数に応じて、草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金交付要綱に基づき補助基準額（年間運営見込額）を算出し、補助基準額から年間保育料見込額を差し引いた金額を、4回以内に分割して概算払いにより交付する。年度終了後には、各月の入会児童数実績に応じて補助基準額を再算出し、補助基準額から徴収すべき保育料実績額を差し引いた額と補助対象経費（運営実績額から徴収すべき保育料実績額を差し引いた額）のいずれか少額の方を補助金の確定額とし、精算を行う。

※保育料の額については、草津市児童育成クラブ条例（令和8年6月1日時点）第6条の規定によるものとする。ただし、運営費および保育料に見直しがあれば、補助金額が変動することがある。

※保育料は、通常の保育料（公設児童育成クラブと同額）とする。

※保育料は、市の規定の保育料を徴収するものとして、その他市規定外の事業を行う場合は、市と別途協議のうえ、別途費用を徴収することを可能とする。

## ◆ 運営費補助時間帯

	7:00	8:00	～	19:00	20:00
公設民営児童育成クラブ			8時～19時 補助対象		
民設民営児童育成クラブ		自主事業 (自主運営)	8時～19時 補助対象	自主事業 (自主運営)	

: 補助対象

※補助対象時間内で自主事業を実施する場合は保育室以外で行うこと。

※補助対象時間外で施設を使用する場合は、児童育成クラブの運営に関連した自主事業であること。

## ◆ 登録児童数の定義

本補助金内で記載されている登録児童数とは、公設児童育成クラブと同じ入室条件を満たしている児童数のことを言う。公設の児童育成クラブの入室条件を満たしてなく、入室許可している児童は登録児童数とはしない。

## ◆ 運営費補助における注意事項

- 1 補助金の交付にあたっては、市の運営基準に合致する登録児童人数が年間平均で10人以上であること。
- 2 事業開始時には、児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の2第1項の規定に基づき届け出を行うこと。
- 3 職員の配置は登録児童数40人までは2名以上配置すること。
- 4 入所決定は事業所が利用者に対し行うこと。
- 5 年度当初に交付決定された基準額の基礎となる登録児童人数から変動があった場合は、年度終了後の精算を行います。
- 6 補助金の交付申請は、4月1日時点での登録児童数で提出すること。  
また、4月1日時点での登録児童数が10人未満で、年間の平均登録児童数が10人を超えると見込まれる場合は、登録児童数10人として交付申請を行うこと。

## ◆ 賃借料補助金

補助金額は、3,374千円までとする。

ただし、賃借料年額が3,374千円に満たない場合は、補助金額は実費相当とする。

※補助金額に見直しがあれば変動することがある。

### ◆ 送迎費補助金

- ・ 所在小学校区の小学校に送迎を行う場合

【1 支援単位<sup>(※)</sup>当たり 5 3 6 千円を上限】

- ・ 所在小学校区の小学校に加えて、他学区や駅等に送迎を行う場合

【上記上限額に 5 3 6 千円を加算】

ただし、送迎費年額が上限額に満たない場合は、補助金額は実費相当とする。

(※) 1 支援単位＝概ね 4 0 人

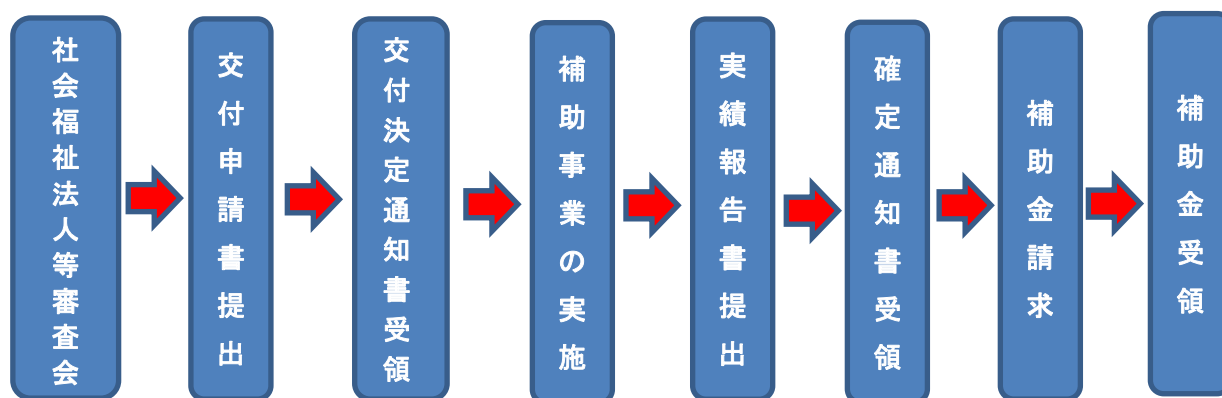
当補助金は、授業終了後の学校から民設児童育成クラブに移動する際に、児童の安全・安心を確保するため、児童の健全育成等に関心を持つ地域住民による児童への付き添いや、バス等による送迎を行う場合は、謝礼や車両の燃料費の補助を行うものである。

※補助金額に見直しがあれば変動することがある。

### ◆ 補助金交付における注意事項（共通事項）

- 1 生じた支出の領収書については5年間保管しておくこと。
- 2 補助金交付に係る書類等の提出は遅滞なく行うこと。
- 3 補助金交付の該当事項に対して監査を受けること。（随時訪問調査を行う場合もあり）
- 4 補助事業に関する重要事項について、草津市の意見が反映される仕組みとなっていること。
- 5 補助事業実施において、申請等に虚偽があった場合は、補助金は全額返還しなければならない。

## 3. 施設改修等補助金交付手続きのフロー



\*審査の結果、補助金の交付条件に該当しない場合は、補助金の交付はできない。

\*補助事業の実施とは、施設の改修、備品の購入になる。

\*補助事業の実施に際しては、着工5日以内に、工事進捗状況については1月末の状況を報告すること。

## ◆ 提出書類

### ・ 交付申請書

- 1 補助金等交付申請書
- 2 施設整備事業計画書
- 3 建設予定の建物の配置図
- 4 建物の平面図
- 5 部屋別の室名、用途および面積が記載された書類
- 6 備品購入計画書
- 7 施設改修の見積書
- 8 初度備品の見積書および備品のカタログ等の写し
- 9 建物の賃貸借契約書の写し
- 10 施設改修前の写真
- 11 その他市長が必要と認める書類

### ・ 実績報告書（事業完了の日から30日以内または当該事業年度の末日のいずれか早い日まで）

- 1 施設整備事業報告書
- 2 完了報告書
- 3 整備完了写真
- 4 領収書の写し
- 5 整備する施設に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の検査済証の写し  
（整備する施設が新築される場合に限る。）
- 6 整備する施設に係る建築基準法第87条第1項において読み替えて準用する同法第7条第1項の規定による工事完了の届出をしたことを証する書類の写し  
（整備する施設が用途の変更を伴う場合に限る。）
- 7 消防設備等の設置について、消防法（昭和23年法律第186号）第8条2の3第2項の検査および同法第17条の3の2の検査を受けたことを証する書類の写し
- 8 その他市長が必要と認める書類
- 9 補助金請求（締切：補助金確定通知書受領後10日以内）